

教育をあずかる者として

1 教育をあずかる者として

教職員の活動は児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、他の公務員にも増して、強い使命感と高い倫理観が求められます。

すべての教職員は、このことを深く認識し、不祥事防止を自らの問題と受け止め、行動を律しなければなりません。

徳島県教育委員会は、平成20年7月30日、よりよい明日の徳島の教育を創っていくため、強く決意を持って、すべての教職員に向けた「緊急アピール」を行いました。

教員としての高い倫理観を持って、一人ひとりが自らを厳しく律してほしい。

子どもたちの人格形成に直接かかわるといって重大な職務を担っている教員には、強い使命感と高い倫理性が求められています。子どもたちは、常に、皆さんの姿を見て成長し、保護者や地域住民も常に教員の言動に注目をしています。教員としての不祥事は、学校教育全体に対する信用を著しく損なうものであることを深く心に刻んでいただき、公務の内外を問わず、常に高い倫理観を持って、行動をしてほしいと思います。

周りの教員とのチームワークの中で、切磋琢磨し、喜びや悩みを共有しあってほしい。

学校教育の営みは、一人の教員による指導のみでなく、すべての教職員のチームワークの下で取り組まれてこそ、真に教育効果を発揮するものです。日々の教育の実践の中では、時に、壁にぶつかり、悩みや迷いを感じることもあるかもしれませんが、皆さんの周りには、ともに手を取り、助け合える仲間がいます。一人で抱え込むのではなく、互いに喜びや悩みを共有し合い、切磋琢磨する中で、教員としての力量を高め、そして、存分に力を発揮してほしいと思います。

日々の教育活動に熱意をもってあたり、一日も早い信頼回復に向けて取り組んでほしい。

教育活動は、教員と児童生徒・保護者等といった関係者相互の信頼関係を基礎として成り立つものです。一度、失われた信頼を回復するには、多くの時間と努力が必要となりますが、決意に満ちて教育の道を志した、初心に立ち返って、日々の教育活動に熱意をもって取り組んでほしいと思います。

教育をあずかる者としての基本的心構え

～ 不祥事防止の観点から ～

教育をあずかる者として、教職員は、

- ・ 子どもは大人を手本として成長する。このことを深く心に刻み、絶えず自らの姿勢を省みなければならない。
- ・ 人権感覚を研ぎ澄まし、その職務を行うに当たり、子どもの人権について、細心の注意を払わなければならない。
- ・ 常に保護者や地域からの注視の中にあることを認識し、私的な行動においても、自らを厳しく律しなければならない。
- ・ 児童生徒や保護者、地域等からの訴えに対しては、真摯に受け止め、適切な対応に努めなければならない。
- ・ 地域に支えられ、地域とともに子どもを育む学校の一員として、豊かな社会性や対人関係能力を身につけなければならない。
- ・ 我が国の将来を担う子どもたちの教育を託された、その職責の重さを自覚し、資質の向上に努めなければならない。

2 教職員のコンプライアンス意識の醸成

管理職が、自らの言動をもって範を示すとともに、教職員一人ひとりが、自らの責任において倫理観の高揚に努め、組織として、コンプライアンス意識の醸成に努めなければなりません。

管理職に求められること

日常における危機意識の喚起

- ・ 不祥事が与える影響の大きさ等について、教職員の中にある認識の甘さを改めさせる取組が大切です。
- ・ コンプライアンスは平時における危機管理と認識し、教職員の意識を高める指導を行いましょう。

時宜を捉えた指導

- ・ 様々な種類の不祥事を防止するための留意事項について、時宜を捉えて指導を行いましょう。
- ・ 通知文書は、配布するだけでなく、会議・研修等を通じて、十分な周知徹底を図りましょう。

個々の教職員に応じた指導・助言

- ・ 各教職員の経験年数や担当する校務分掌などに応じて、また、個人的な特性(性格)や課題に応じて、適切な指導・助言を行うことが大切です。

校務処理体制の点検・改善

- ・ 日常の指導や事務処理の方法等について、適宜点検を行い、トラブルにつながるようなものがあれば、直ちに改善を指示するようにしましょう。

教職員全体に求められること

不祥事防止に関する反復・継続した研修の実施

- ・ コンプライアンスの視点から、不祥事防止等に関する校内研修の年間計画を見直し、継続的・計画的な研修の実施に努めましょう。
- ・ 法令や不祥事事例についての知識を広め、どのような行為が問題となるのかについての再確認を行いましょう。
- ・ 事例研究や討論を取り入れるなど、各教職員が主体的に参加でき、コンプライアンスについて「意識化」を図れるような内容・方法の工夫を行いましょう。

【具体的な取組(例)】

(・外部専門家による講義 ・新聞記事の利用 ・関係機関の啓発用視聴覚教材の活用)

地域・社会との積極的な交流

- ・ 地域の行事や、異なる業種の人々との会合に参加するなど、学校外部の人々と進んで関わりをもつようにしましょう。
- ・ 学校外部の人々との対話を通じ、学校や教職員に対する社会の見方・考え方を知り、自らの考えや言動が、社会に通用するものであるかを検証しましょう。

職場全体でのコンプライアンス意識の醸成

- ・ 不祥事を許さない職場づくりを進めるよう、職場全体で、教職員のコンプライアンス意識を醸成するための取組を進めましょう。

【具体的な取組(例)】

(・職場全体で不祥事防止の誓約書を提出 ・不祥事防止のスローガンの掲示)

3 風通しのよい職場づくりと教職員間の協力体制の整備

教職員相互が、よきパートナーシップを築き、悩みや課題を共有し、問題点をチェックし合いながら、意欲をもって校務に当たれるような職場環境づくりを進めましょう。

管理職に求められること

声かけの励行

- ・ 教職員全体に目を配り、日常的、意識的に声かけを行いましょ。

相談しやすい環境づくり

- ・ 教職員が相談しやすい環境を整備し、提案や苦情に対しては適切に対応しましょ。

校務分掌の割振り等への配慮

- ・ マンネリ化や特定の者に業務が集中していないかなどに配慮しましょ。

中堅リーダーの育成

- ・ 業務を確実に果たし、組織の中で指導力を発揮できる中堅リーダーの育成を図ってください。

組織としての目標の明確化

- ・ 学校の目指す方向について認識を共有し、明確な目的意識をもって校務に当たれるよう、組織共通の目標から各校務分掌の目標まで、その明確化を図りましょ。

教職員全体に求められること

日常業務における組織的対応の徹底

- ・ 「報告・連絡・相談」の徹底を図り、特に、悪い情報ほど迅速に管理職に伝えましょ。
- ・ 授業や補習、部活動、生徒指導等の指導の場面において、可能な限り複数の教員が関わらましょ。
 - * 特定の児童生徒への個別指導については、1人の教員のみ任せることがないようにする。
 - * 特定の児童生徒に対して、特に、1対1での対面指導を行う必要がある場合にも、事前・事後の連絡・報告を徹底する。

【具体的な取組(例)】

- ・ 部活動において、2人顧問制をとる。
- ・ 「ティーム・ティーチング」授業の導入を推進する。
- ・ 金銭の取扱いについては、1人に任せず、学級費や親睦会費等の定期的な監査を行う。

学年、教科や校務分掌等をこえた協力体制の整備

- ・ 様々な課題に応じて、職務上関わりのある教職員の間で情報交換の機会や場を設定し、問題の共有化を図らましょ。
- ・ 組織全体で、効率的・機能的に業務を進められるよう、各教職員ごとの役割分担の明確化を図らましょ。
- ・ 業務の繁閑に応じ、各教職員や各校務分掌組織等が相互に支援し合いましょ。

教職員間のコミュニケーションの促進

- ・ 休憩時間における雑談を含め、教職員どうしが互いに何でも話せる雰囲気づくりに努めましょ。

【具体的な取組(例)】

- ・ 教職員間の親睦を深める行事を行う。
- ・ 教職員のための談話スペースを設ける。

4 メンタルヘルスの保持増進

心の問題に対しては、早期発見・早期対応を基本とし、多忙感やストレスにさらされる教職員のメンタルヘルスの向上に、職場全体で取り組むことが大切です。

管理職に求められること

心の問題の早期発見

- ・ 日ごろから教職員と積極的にコミュニケーションを図り、心身の健康状況を把握するよう努めましょう。とりわけ、心の問題を抱える教職員が発する「いつもと違う」サインを見逃さず、観察や対話を通じて、その具体的状況を把握しましょう。

心の問題への早期対応

- ・ 次のような状況が見られた場合は、休暇を取るよう勧めたり、場合によっては受診を勧めましょう。
 - * 遅刻、早退、無断欠勤が多くなる。
 - * 仕事への意欲・能力が低下し、ミスが目立つようになる。
 - * 周囲との適切な人間関係が維持できなくなる。
 - * 集中力や判断力の低下が見られる。
 - * 不眠、食欲不振が続くようになる。
 - * 情緒不安定な言動が続くようになる。

教職員全体に求められること

年休等の取得促進

- ・ 年休等の積極的な活用により、心身のリフレッシュを図りましょう。

教職員職務復帰支援制度の積極的活用

- ・ 精神性疾患による病気休職者等に対する同制度を積極的に活用するとともに、円滑な職務復帰に向け、教職員全体で支え合う体制づくりを進めましょう。

心の問題に適切に対応するための知識、対応力の習得

- ・ メンタルヘルス(ライン及びセルフ)マネジメントセミナー等に積極的に参加するとともに、衛生委員会を活用し、職場全体でメンタルヘルス向上に取り組みましょう。

【参考】

- ・ 「メンタルヘルス(ライン及びセルフ)マネジメントセミナー」は、公立学校共済組合員を対象に実施されている。
- ・ 「衛生委員会」は、労働安全衛生法などを受け、県立学校等に設置されている。

個々の教職員に求められること

ストレスとの上手なつきあい

- ・ 自分の性格を知り、ストレスと上手につきあいましょう。

専門機関等でのカウンセリング

- ・ 悩みがあれば一人で悩まず、勇気を出して身近な人に相談してみましよう。

【参考】

- ・ 徳島県教育委員会福利厚生課では、教職員の「心の健康管理」を支援するため、「教職員相談事業」を実施している。

5 不祥事の具体的対応策

対応のポイント

不祥事については、起こしたことと同様又はそれ以上に、そのときどう対応したかによって、世の非難を浴びることになります。

- ・ 問題から目を逸らしたり、問題を隠したりすることが、決してあってはなりません。
- ・ 「内輪の論理」による処理になってはなりません。
- ・ 非のある事柄については、誠意をもって、はっきりと謝罪することが大切です。

(1) 問題兆候の把握と危機の回避

不祥事に至る危機の芽を見逃すことなく未然に回避できるよう、管理職においては教職員の状況を的確に把握するとともに、事件・事故につながる問題点について、学校全体でも点検を進め、情報収集を円滑に行える体制を整えましょう。

管理職に求められること

教職員の状況把握

- ・ 個々の教職員の状況について、プライバシーに配慮しつつ、的確に把握してください。
- ・ 問題兆候の見られる教職員について、具体的な行動や状況を記録してください。
- ・ 私生活上の事項も含め、服務規律の保持の面から問題がある場合には、改善を指導する必要があります。

教職員全体に求められること

事件・事故につながる問題点の点検

- ・ 教職員相互に情報や意見を交換し、それぞれの教職員が行っている指導や事務処理等の中に、事件・事故につながるような問題点はないか、点検し合いましょう。

児童生徒の相談体制等の整備

- ・ 児童生徒が、教職員に対し、信頼して悩みを相談できるよう、日頃から人間関係の構築に努めましょう。
- ・ 元気がない（抑うつ状態が見られる）、学校を休みがちになるなどの児童生徒の変化に注意し、その背景にある状況を把握することが大切です。
- ・ 児童生徒から被害の訴えを受けることのできる相談体制を整備し、初期段階の悩みにも幅広く対応してください。
- ・ 児童生徒に対し、被害防止のための対処法についても指導しましょう。

家庭や地域の関係機関との連携

- ・ 連絡ノートや家庭訪問などを通じ、児童生徒の様子について、学校・家庭間でのきめ細かな情報交換を行いましょう。
- ・ 児童相談所、教育相談機関や警察、補導センターなど、地域の関係機関との連携に努めましょう。

【チェックポイント】

- ・ 学校行事などをコンプライアンスや危機管理の視点から点検してみましょう。
- ・ 児童生徒の心のサイン（「いつもびくびくしている。」など）を見逃していませんか。
- ・ いざというときに備えて、家庭や関係機関と平日頃から人間関係を築いておきましょう。

(2) 不祥事の疑いが生じたとき

被害者からの訴えや、目撃者からの連絡があった場合など、教職員に不祥事の疑いが生じたときには、噂や憶測が広まることのないよう十分に情報管理を行い、当事者や第三者からの聞き取り等を通じて事実関係を正確に把握し、すみやかに適切な対応を図ることが大切です。

主に管理職に求められること

被害者と加害者の分離

- ・ 児童生徒や同僚教職員の中に被害を受けたとされる者がいる場合には、(状況に応じ、加害者とされる教職員に事情を説明し、)すみやかに、両者を分離することが大切です。

事実の確認

- ・ 被害者、目撃者等に協力を依頼し、事件・事故の詳細についての情報を収集しましょう。
- ・ 被害者、目撃者等からの十分な事実確認を踏まえ、加害者に対する事実確認作業を行いましょう。
 - * 管理職を含む複数の教職員が、聞き取りに当たる。その際、守秘義務を厳守する。
 - * 聞き取りの内容については、記録を取り、本人にその内容を確認する。
- ・ 加害者とされる教職員が否認した場合においても、第三者の証言など、より客観性の高い情報を収集し、事実関係の分析に努めることが大切です。
- ・ 内容に応じ、疑いの段階であっても、所管の教育委員会へ連絡して、指導を受けてください。

情報の管理

- ・ 被害者等の個人情報が出て二次被害を招いたり、無責任な噂や憶測が流布したりすることがないように、情報の管理を徹底してください。
 - * 事実確認等に関与する教職員の範囲を限定する。
 - * 情報提供者の氏名は、第三者や、加害者とされる教職員へは明かさない。

[**参考** ; 児童生徒からの被害の訴えがあったとき]

1 聞き取り・相談を行う場合の留意事項

聞き取り・相談には複数の教職員が当たる・・・わいせつ・セクハラ事案の場合は必ず一人は同性の教職員が加わる。

児童生徒が安心できる雰囲気をつくる・・・プライバシーが守れる部屋を確保して行う。

児童生徒のペースにあわせる・・・話を遮ったり、結論を急がせず、話は最後まで聞く。

共感的な態度で接する・・・被害を受けた側に非があるような言い方はしない。

先入観を持たない・・・先入観を持って対処すると真実が見えてこない。

無理な励ましをしない・・・「がんばれ」などの励ましがかえって負担となる場合がある。

2 児童生徒の心のケア

心のケアに取り組む体制を整備する・・・スクールカウンセラーなども加わり、複数の教職員でサポートできる体制を整える。

孤立感を持たせないようにする・・・学校で居づらくならないように配慮し、「一人じゃないんだ」と思える安心感を与える。

保護者との連携を図る・・・緊密に情報交換していくと同時に、保護者のケアの必要性も検討する。

(3) 不祥事が実際に生じたとき

教職員による不祥事が実際に生じたときには、被害者への謝罪や事実関係の把握等の初期対応を適切に行うとともに、不祥事の要因や背景を探り、再発防止のための改善策を早急に打ち出すことが大切です。また、保護者、児童生徒等に対する説明責任を果たし、不安や動揺の広がりを押さえましょう。

主に管理職に求められること

適切な初期対応

- ・ 所管の教育委員会に、直ちに第一報を入れ、指導・助言を得ることが大切です。
- ・ 当事者、目撃者、警察等から情報を収集し、事実関係の詳細把握に努めてください。
- ・ 被害者への謝罪、被害を受けた児童生徒の保護者への報告と謝罪など、誠意ある対応に努めてください。

情報・意思決定の一元化

- ・ 学校全体として、迅速かつ的確な対応を行えるよう、校長のもと、情報・意思決定のラインを一本化し、連絡の流れの確認を行ってください。

保護者等への説明

- ・ 動揺が起こらぬよう、状況に応じ、保護者、PTA、児童生徒等への説明を行ってください。

取材等への対応

- ・ 報道機関からの取材等に対しては、窓口を一本化し、教育委員会と連絡調整の上、対応してください。
- ・ 「事実」と「意見や感想」、「推測や伝聞」を混同しないように注意してください。また、個人が特定される情報は、特に慎重に取り扱う必要があります。

教育委員会への報告

- ・ 所管の教育委員会に対しては、逐次、電話等での報告を行うとともに、事実関係の大枠が把握できた段階で、速報文書として取りまとめ、提出してください。
- ・ 情報の収集・分析を行い、学校としての事実認定を終えた段階で、正式な報告書を作成し、所管の教育委員会へ提出してください。

教訓化と再発防止

- ・ 事象の問題点を整理し、その発生に至った原因・背景を明らかにした上で、再発防止のための具体策を講じることが大切です。

【参考】

- ・ 事故その他の事案が発生したとき、職員は速やかにその事情を校長に報告し、校長はその事情を文書をもって教育委員会に報告しなければなりません。

(徳島県立学校規則第35条の2)

危機管理チェックシート(例)

【発生時の対応】

- 児童生徒の安全は確保できているか
- 保護者に連絡を入れたか
- 教育委員会に第一報の連絡を入れたか
- 関係機関に連絡を入れたか
- 対応の窓口は一本化されているか

【その後の対応】

- 他の児童生徒に対応できているか
- 他の保護者に対応できているか
- 教育委員会へ正式に報告できているか
- 再発防止策を講じているか